

## 2 適用範囲（第2条）

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲について、①取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）と、②取引当事者の資本金の額（又は出資の総額、以下「資本金」という。）の区分の両面から規定しており、この二つの条件を満たす取引に下請法が適用される。

この規定が設けられたねらいは、独占禁止法の補完法である下請法では、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制することをねらいとしている。

なお、この法律で「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等の製造（加工を含む。）若しくは修理、情報成果物の作成又は役務の提供を依頼することをいう。

### (1) 取引の内容による適用範囲（第2条）

#### 1) 製造委託（第2条第1項）

##### 第2条（定義）

1 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

（運用基準第2の1 154頁参照）

**「製造委託」とは、**事業者（商社や百貨店などの販売事業者・フランチャイザー等も含まれる。）が他の事業者に物品（製品、半製品、部品、附属品及び原材料を含む。以下同じ。）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。以下同じ。）を委託することをいう。

※ 下請法で定義している「製造委託」では、親事業者が下請事業者に物品の規格等を指定して製造を委託する取引を対象としているので、規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならない。

規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工などをさせた場合には対象となる。

また、製造設備を持たず、製造をしていない事業者が、その販売する物品についての製造を他の事業者に依頼することも「製造委託」に該当する。例えば、製造問屋と呼ばれる卸売業者が製造を依頼すること、大規模小売店、百貨店、スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等がプライベートブランド商品の製造を依頼することなども含まれる。

**「業として行う」とは、**事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合をいう。

**「製造」とは、**原材料に一定の工作を加えて新たな物品を作りだすことをいう。

**「加工」とは、**原材料に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。

**「物品」とは、**動産をいい、家屋などの不動産は含まれない。物品そのものの製造委託は、一般的に製品外注とか完成品外注と呼ばれている下請取引である。

**「半製品」とは、**目的物たる物品の製造過程における仕掛品などの製造物をいう。

**「部品」とは、**目的物たる物品にそのままの状態に取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物をいう。

**「附属品」とは、**目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に附属されたりすることによって、その効用を増加させる製作物をいい、例えば、次のようなものである。